

2023 年度
子ども若者の体験や学びの
機会を支える助成
②学校対象
募集要項

申請受付期間	2023 年 10 月 27 日(金) ~ 2023 年 12 月 15 日(金) ※募集総額に達し次第、受付終了予定です。
事前説明会	2023 年 10 月 27 日(金) 16 時から
審査期間	申請受付後 2 週間以内
事業実施期間	助成順次 ~ 2024 年 2 月 29 日(木)
事業報告会	2024 年 4 月 上旬 (調整中)

<お問合せ・申請先>

一般財団法人 たかまつ讃岐てらす財団
〒761-8058 香川県高松市勅使町 212-1 2 階
電話 080-8191-7517 メール info@sanuki-tellus.jp
URL <https://sanuki-tellus.jp/>



1. はじめに

たかまつ讃岐てらす財団、通称「てらす財団」は、どこかの「誰か」ではなく、市民が「みんな」でお金を出し合っつにつくったコミュニティ財団です。2023年5月27日のキックオフから2023年8月31日までの約3ヶ月間で、644名の方から562万円余りの設立寄付がありました。お預かりしたご寄付のうち財団設立に必要な300万円を除いた寄付金を、初年度の助成原資といたします。

初の助成プログラムのテーマは「子ども・若者」です。香川、高松に住む子どもたちの挑戦を応援したい、そして地域で挑戦する人が育つ土壌を耕すために、本テーマを設置しました。そのうちのひとつとして「子ども若者の体験や学びの機会を支える助成」②学校対象を募集します。助成を希望の方は、本募集要項を参照のうえ、申請をお願いします。

助成分野	子ども・若者支援 「子ども若者の体験や学びの機会を支える助成」②学校対象
助成総額	300,000円（1件あたり5万円まで）
設置者	一般財団法人たかまつ讃岐てらす財団
設置者の意向	香川県は大学収容力指数からも、進学タイミングで県外へと出て行ってしまいう若者が多いと言われる地域です。香川県で育った若者たちが「地元が好き」「いつか戻ってきたい」という気持ちを胸に進路選択に臨む姿が増える未来をめざします。 そこで教育の最前線で子どもたちと関わる小中学校、高校、支援学校の先生方の取組みを助成します。 公教育の場において地域と関わり、子どもたちの地元への愛着形成や自己成長につながる体験を提供し、地域への長期的な効果や影響を生み出す環境づくりにつながる取組みの創出を推進します。

2. スケジュール

申請から事業報告会までのスケジュールは下記の通りです。

申請受付期間	2023年10月27日(金)～2023年12月15日(金)	
事前説明会	2023年10月27日(金)16時から30分程度	オンライン開催(個別対応可)
審査期間	受付順次～2023年12月15日(金)	
採択通知	申請受付後2週間以内	
事業実施期間	助成順次～2024年2月29日(木)	
報告書提出	2024年3月18日(月)〆切	
事業報告会	2024年4月上旬(調整中)	高松市内(調整中)

※審査選考は申請順(＝当財団での申請書類受領順)に実施させていただきます。

募集総額に達し次第、申請受付を終了させていただきます。ご了承ください。

3. 対象となる申請者

下記①②③④⑤全てに該当する学校が対象となります。

- ① 香川県内に設置されている小学校・中学校・高等学校・支援学校のいずれかであること。(公立・私立問わない)
- ② 学校長または理事長から助成申請の承諾を得ていること。
- ③ 担当教職員が事前説明会(2023年10月27日(金)16時から)に参加できること。
※参加が難しい場合は個別に調整いたしますので、申請前にメールにてお問い合わせください。
- ④ 当財団からの連絡に、概ね3日以内に応答できること。
- ⑤ 以下のいずれにも該当しないこと。
 - * 政治活動や宗教活動を目的としている者
 - * 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体(以下「暴力団等」という。)、その他法令、公序良俗等に違反する団体と関係をもっている者

4. 対象となる事業

以下のいずれにも該当せず、本要項にて募集している助成プログラムの意図を反映した、地域課題の解決や地域社会の健全な発展に貢献するための事業を対象とします。

原則として、2024年2月29日(木)までに完了する事業とします。なお、一つの学校から複数の事業を申請する場合は、事前にご相談ください。

【対象とならない事業】

- * 営利を主たる目的とする活動
- * 個人的な活動や趣味的なサークル活動
- * 政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動
- * 暴力団等と関係のある活動、その他法令、公序良俗等に違反する活動

5. 助成割合と助成金の使途

助成割合に限度は設けませんが、学校予算等をできるだけご用意ください。

申請いただいた事業の執行に関わるものであれば助成金の使途に制限はありません。申請時と変更がある場合は、事前に事務局へご相談ください。

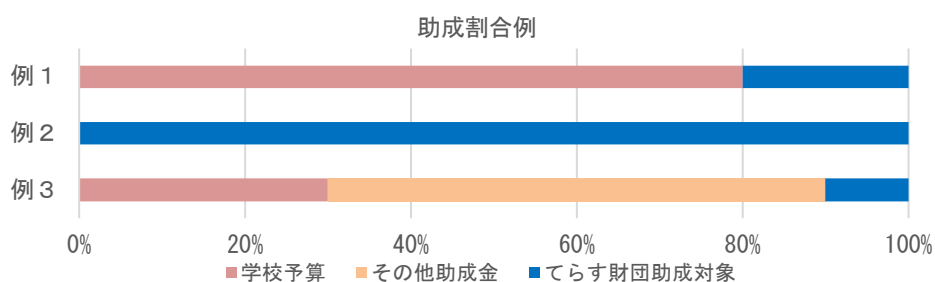
【事業の一例】 * 例にとらわれず、自由な発想で申請ください

助成事業例	助成金使途例
児童・生徒が地域に赴いて取材活動した報告書を作成する	交通費/製本費/謝礼金/発送費 等
児童・生徒が商品開発してマルシェに出店する	材料費/出店費/機材費/消耗品費 等
児童・生徒が高齢者向け施設にて合奏を披露する	交通費/搬送費/印刷費/図書費 等
校内に地域の方を招いて講演会を開催する	謝礼金/交通費/消耗品費 等

※1 事業あたりの助成申請額上限 5 万円

※児童・生徒の人数、単位(学年、クラス、部活動等)は不問

※事業の実施に用いた経費は領収書等を残しておいてください



※例1 当初予定していた事業予算を超える経費について、助成対象です。

※例2 元々計画されていなかったプロジェクト(ゼロ予算)についても、助成対象です。

※例3 その他助成金に採択されているプロジェクトについても、助成対象です。

6. 申請方法

以下の提出書類を下記アドレスまでメールでお送り下さい。(件名は『申請「子ども若者の体験や学びの機会を支える助成」②学校対象』としてください)

締切日 2023 年 12 月 15 日(金)

メールアドレス info@sanuki-tellus.jp

	提出書類	ファイル形式	
	助成事業申請書(当財団ホームページよりダウンロード)	PDF ファイル	必須
	学校長または理事長の承諾書	PDF または画像ファイル	必須
	事業内容がわかる資料	PDF または画像ファイル	任意

メールでの申請が困難な方は、当財団事務所まで郵送いただくか、直接事務所へご持参いただくことも可能です。郵送の際はメールまたは電話にて事前にご連絡ください。

7. 選考について

- (1) 当財団が設置する「選考委員会」で選考を行い、結果を文書で通知します。
- (2) 選考では「申請書類」、「インターネットなどで公開されている情報」などを確認したうえで、選考基準をもとに、選考委員の合議により、採択の可否と助成額を決定します。
- (3) 採択件数に定めはありませんが、募集総額を超えない範囲で、選考基準をもとに選考します。
- (1) 助成金は、採択結果の通知後、振込先確認等の手続きを経て、支給する予定です。ただし、事業実施後に支給額が実際に使った金額を上回った場合、残金を返還してください。
- (2)

【選考基準】

申請条件の審査	確認する書類
香川県内に設置されている小学校・中学校・高等学校または支援学校(公立・私立問わない)であること	基本項目
学校の所在地および連絡先が明確であること	基本項目
学校長または理事長から助成申請の承諾を得ていること	承諾書
申請に必要な書類を漏れなく提出できていること	申請書類

実施する事業内容の審査		確認する書類
必要性	児童・生徒のために必要な内容であるか	内容1
地域性	地域の特徴やニーズに基づいた内容であるか	内容1,2,3
効果・影響	事業活動による効果(活動後にどのような状態になるか)が明確であるか	内容3
計画の適切性	実施スケジュールが明確であり、現実的な内容であるか	内容2
計画の実現性	事業実施に必要な体制が整っているか(人員、機材、能力等)	内容3
継続性	助成終了後も地域との関わりや発展が期待できるか	内容3
予算の妥当性	計画に応じ予算の用途が適切で、公開できる内容であるか	実施予算

8. 助成採択事業者が実施すること(必須)

- (1) 事業実施報告書の提出 ※ホームページよりダウンロード
- (2) アンケート回答
- (3) 当財団主催の報告会等への参加もしくは情報提供

9. ご質問

ご質問はフォームにて送信ください。ご質問内容は、10月27日(金)開催の説明会で回答し、財団ホームページでも公開します。

<https://forms.gle/Nh3kMhyxcpgrYYVZ9>

